

奈良県乳がん検診実施要領の改正について

ページ	改正箇所	改正内容・理由
<p><診療放射線技師法の改正について> ※診療放射線技師法の改正が令和3年10月1日付けで施行され、病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合においては、医師の立会いなく診療放射線技師が乳房エックス線検査を実施することが可能となることを受けて、指針が改正となり、医師以外の医療従事者による実施が可能な質問用紙及び、責任医師等を明示した実施計画書が示された。</p>		
1	3. 対象者	・指針の改正により、受診を推奨する年齢を追加。
2	p1	・指針の改正により、問診の箇所を修正。
3		・指針の改正により、質問の聴取内容を変更。 ・指針の改正により、質問の場合の自記式質問票(様式1)を追加。
4		4. 検診項目及び各検診項目における留意点
5	p2	
6	5. 検診体制	・指針の改正により、医師の立会いなく、乳房エックス線検査を実施する場合の遵守内容が追加となったため、指針のとおり追加。
7	p4	7. 乳がんの予防についての指導 ・指針の改正により、「自己触診」から「ブレスト・アウェアネス」に変更されていることから、指針のとおり変更。
8	p7	様式1 ・指針の改正により、質問票を追加。
9	p8	様式2 ・指針の改正により、実施計画書を追加。
10	p11 p12 p13	・指針の改正により、「月経に関する事項及び妊娠の可能性の有無等を必ず聴取」となっていることから、本様式の妊娠の欄に項目を追加。
11		・指針の改正により、追加となる「乳がん検診質問票(様式1)」内に、「豊胸術実施者」「ペースメーカー装着者」「V-Pシャント施行者」を確認する項目が設定されていることから追加。
12		・指針の改正により、「自己触診」から「ブレスト・アウェアネス」に変更。
13	その他修正箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1、2を追加したことに伴い、様式番号を修正。 ・別添のチェックリストを削除。 ・個人情報の保護について、通知の改訂に伴い修正。 ・参照文書の記載方法の統一。

※改正箇所は、添付の奈良県乳がん検診実施要領案に赤字記載。